

# 生活困窮者自立支援制度に係る 自治体事務マニュアル（案）

※ 支援調整会議、支援決定、住居確保給付金の支給、就労訓練事業の認定部分抜粋。また、本案は現時点の案であり、今後変更等があり得る。

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

## 目次案（現時点におけるイメージ）

### 第1 制度の趣旨及び概要

#### 第2 総論

- 1 生活困窮者自立支援制度における自治体の役割
- 2 実施主体
- 3 庁内体制の構築
- 4 対象者の把握・アウトリーチ
- 5 計画の策定
- 6 地域ネットワークの構築（関係機関との連携、協議の場の設定）
- 7 町村の役割

### 第3 事業【事業の内容・対象者要件等】

#### 第4 支援調整会議

- 1 支援調整会議の意義
- 2 自治体の参画

#### 第5 支援決定

- 1 支援開始までのプロセス
- 2 支援決定の意義
- 3 支援決定の内容
- 4 支援決定の効果

#### 第6 住居確保給付金の支給

- 1 概要
- 2 支給要件
- 3 支給額
- 4 支給期間等
- 5 支給方法
- 6 支給決定までのプロセス
- 7 支給額の変更
- 8 支給の停止
- 9 支給の中止
- 10 支給期間の延長等
- 11 再支給
- 12 不適正受給への対応
- 13 関係機関との連携

#### 第7 就労訓練事業の認定等

- 1 就労訓練事業の意義・概要
- 2 認定制度の趣旨・概要
- 3 認定基準の内容
- 4 認定事務の流れ
- 5 認定事務の詳細
- 6 事業開始後の手続
- 7 報告徴収に関する留意事項

8 認定取消に関する留意事項

9 相当認定に関する留意事項

第8 生活困窮者支援を通じた地域づくり

第9 他機関、他制度との連携、役割分担

第10 その他

## 第4 支援調整会議

### 1 支援調整会議の意義

支援調整会議は、以下を主な目的として開催されるものであり、自立相談支援機関が主宰する。

#### (1) プラン案の適切性の協議

自立相談支援機関が作成したプラン案について、適切なものであるか合議体形式により判断すること

#### (2) プランの共有

サービス提供実施機関がプランの総合的な援助方針、支援内容、支援を実施する上での留意事項及び役割分担等について共有し、支援の実施にあたって必要な調整を行うこと

#### (3) プランの評価

プランの終結時等において、プランを評価し、自立相談支援事業として、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討すること

#### (4) 社会資源の開発（開拓）・改善

不足する社会資源について、地域の課題として認識し、その解決について検討すること

このため、プラン案を作成した場合は、自立相談支援機関は、支援に係る関係者を招集し、支援調整会議を開催するものとする。

なお、具体的な開催方法については、それぞれ地域の実情（相談者数や地域の社会資源の状況等）に応じて定めるものとする。また、自治体においては関係者の招集が円滑に行われるよう、招集のための事務に協力することも考えられる。

### 2 自治体等の参画

#### (1) 自治体等の参画

支援調整会議にはプラン案の内容が適切なものであるか合議体形式により判断する役割等があることから、支援調整会議には自治体職員のみならず、自治体以外の関係機関・関係者の参画を求めるものとする。法に基づく事業等（※1）の実施機関については、実施要綱において、自立相談支援事業への協力を規定している。

#### (2) 自立相談支援事業を直営で実施する場合

支援決定は、支援調整会議においてプラン案の了承を得た上で、自治体としての支援決定を行うことが必要である。自立相談支援事業を直営で実施する場合であっても、同様である。

#### (3) 自立相談支援事業を委託して実施する場合

自治体は、法に基づく事業について支援決定を行う役割を担うことから、プラン案に当該事業が含まれている場合には、支援調整会議に参画することを基本とする。

なお、プラン案に、法に基づく事業が含まれていない場合には、自治体による支援決定が不要となることから、必ずしも自治体の参画を求めるものではないが、本制度の実施主体として、及び社会資源の開発に向けた検討も会議の目的の一つであることから、可能な限り参画することが望ましい。

（※1） 第5の1を参照。

## 第5 支援決定

### 1 支援決定

支援決定は、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業（第4及び第5において「法に基づく事業」という。）の利用及び認定就労訓練事業のあっせんについて、その必要性及び利用の要件を満たしているかを確認し、法に基づく事業の利用対象とすること（及び自立相談支援機関が認定就労訓練事業の利用をあっせんすること）について決定するものである。

行政が行う手続として対象者の要件を確認するとともに、自立支援計画の内容の適切性を確認することで、生活困窮者に適切な支援を提供し、万が一にも、不当に労働力を搾取するなどいわゆる「貧困ビジネス」といった事態が生じないようにするものである。

なお、住居確保給付金については、現金給付であり、また住居確保給付支給申請書という別様式に基づき支給決定を行うものであることから、基本的な考え方に大きな相違はないものの、本章においては、必要に応じて「支給決定」と呼び、「支援決定」とは区別する。

#### (1) 支援決定の判断

##### ア 支援の必要性の確認

支援調整会議で了承されたプランの内容に基づき支援の必要性を判断する。

##### イ 法に基づく事業の利用要件の確認

一時生活支援事業、就労準備支援事業については、省令において対象者の要件が定められており、申請書に添付された資料等から当該生活困窮者が要件に該当するかを確認する。

#### (2) 支援決定の手続

支援決定は、プラン兼サービス利用申込書を受けて、自立相談支援機関が作成し、支援調整会議で了承された自立支援計画に基づき行うものである。

### 2 支援決定の実施主体

#### (1) 居住地原則

法は、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応し、居住地がない者などについては現在地を管内とする福祉事務所設置自治体において対応することになる。

なお、住居確保給付金の支給決定については、当該申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は、当該賃貸住宅の所在地を管内とする福祉事務所設置自治体を居住地とみなして支給決定を行う。

### 3 相談受付から支援決定までの流れ

自治体による支援決定の具体的な流れは、以下のとおりである。

#### (1) 利用申込からプラン案作成

自立相談支援機関は、相談に応じた生活困窮者（以下「本人」という。）のうち利用申込があった者について、当該生活困窮者の心身の状況並びに就労の状況及び家計の状況、その置かれている環境、サービスの利用意向等を把握し、総合的な援助方針及び生活全般の解決すべき課題、支援目標及び達成時期、支援の種類及びその内容並びに支援を提供する上での留意事項（則第1条）を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）案を作成する。プラン案はアセスメントの結果を踏まえ、本人と相談支援員の協働により作成するものである。

## (2) 支援調整会議から法定サービスの利用申請

自立相談支援機関は、支援調整会議を開催し、プラン案の支援内容が課題解決と支援目標に向けて適切なものであるか等について協議する。そして、了承されたプラン案を自治体に提出する(※1)。

就労準備支援事業、認定就労訓練事業及び家計相談支援事業は、支援調整会議で了承されたプラン案が利用申込書を兼ねている。また、住居確保給付金又は一時生活支援事業の利用希望がある場合は、個別に定められた支給(利用)申請書を併せて提出する(※2)。

また、プラン案に、法に基づくサービスが含まれていない場合は、自治体による支援決定は行われないため、自治体における支援決定手続は不要である(プラン内容についての確認は行う)。

(※1) 自立相談支援機関は自治体にプラン案を提出する前に、法に基づく事業についての利用について、必要に応じてあらかじめ自治体と相談・調整を行う。

(※2) 住居確保給付金の支給申請又は一時生活支援事業の利用申込が、既に自治体に行われている場合は、基本的には不要である。

## (3) 支援決定

自治体は、自立相談支援機関から回付されたプラン案や当該本人に係るアセスメント結果の内容等を確認し、プラン案の適切性及び利用要件を満たしているかどうかを確認する。

当該申請に係る本人について、当該プラン案の適切性及び利用要件を満たしていることを確認した場合は、「支援提供通知書」(別添)に必要事項を記載したうえで、本人に通知する(※3)。

法に基づく事業の利用要件を満たさない等支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに本人に通知するとともに、必要に応じて当該プラン案の内容について、自立相談支援機関を通じて本人と調整を行うものとする。

(※3) 自立相談支援機関に対しては、当該通知書の写しを提供するなど支援決定を受けたことについて通知する。

図表 5-1 各事業と支援決定の関係

	プランへの記載	プラン兼申込書の利用	支援決定／確認	
自立相談支援事業	記載する	利用する	確認 (自立相談支援機関が自ら実施する支援)	
住居確保給付金	記載する (緊急的な支援の場合は事後も可)	利用しない (省令に定める支給申請書を利用)	支給決定	
支援決定に係る法に基づく事業等	就労準備支援事業	記載する	利用する	支援決定
	一時生活支援事業	記載する (緊急的な支援の場合は事後も可)	利用しない (別に定める利用申請書を利用)	支援決定
	家計相談支援事業	記載する	利用する	支援決定
	認定就労訓練事業	記載する	利用する	支援決定 (利用のあっせんの決定)
子どもの学習支援事業	必要があれば記載する	—	—	
上記以外の支援	記載する	—	確認	

#### (4) 支援の実施

法に基づく事業を実施する機関（以下「事業実施機関」という。）は、本人と支援等に係る調整を行い、支援等を開始する。支援等の実施にあたり、各機関はプランの内容を踏まえた個別の支援計画を策定する（各事業の手引き参照）。

図表 5-2 各事業における個別支援計画の名称

事業	個別の支援計画の名称	
自立相談支援事業	※ 自立相談支援事業が行う個別の支援については、自立支援計画（プラン）に記載する。	
支援決定に係る法に基づく事業等	就労準備支援事業	就労準備支援プログラム
	一時生活支援事業	※ 相談支援については、自立相談支援事業が実施
	家計相談支援事業	家計支援（再生）プラン
	認定就労訓練事業	就労支援プログラム

## (5) モニタリング

自立相談支援機関は、法に基づく事業等に係る支援がプランの内容どおり実施されているか確認を行う。この結果、事業の種類や支援方法の変更等が必要な場合には、プランの修正や再プランの策定を行う。

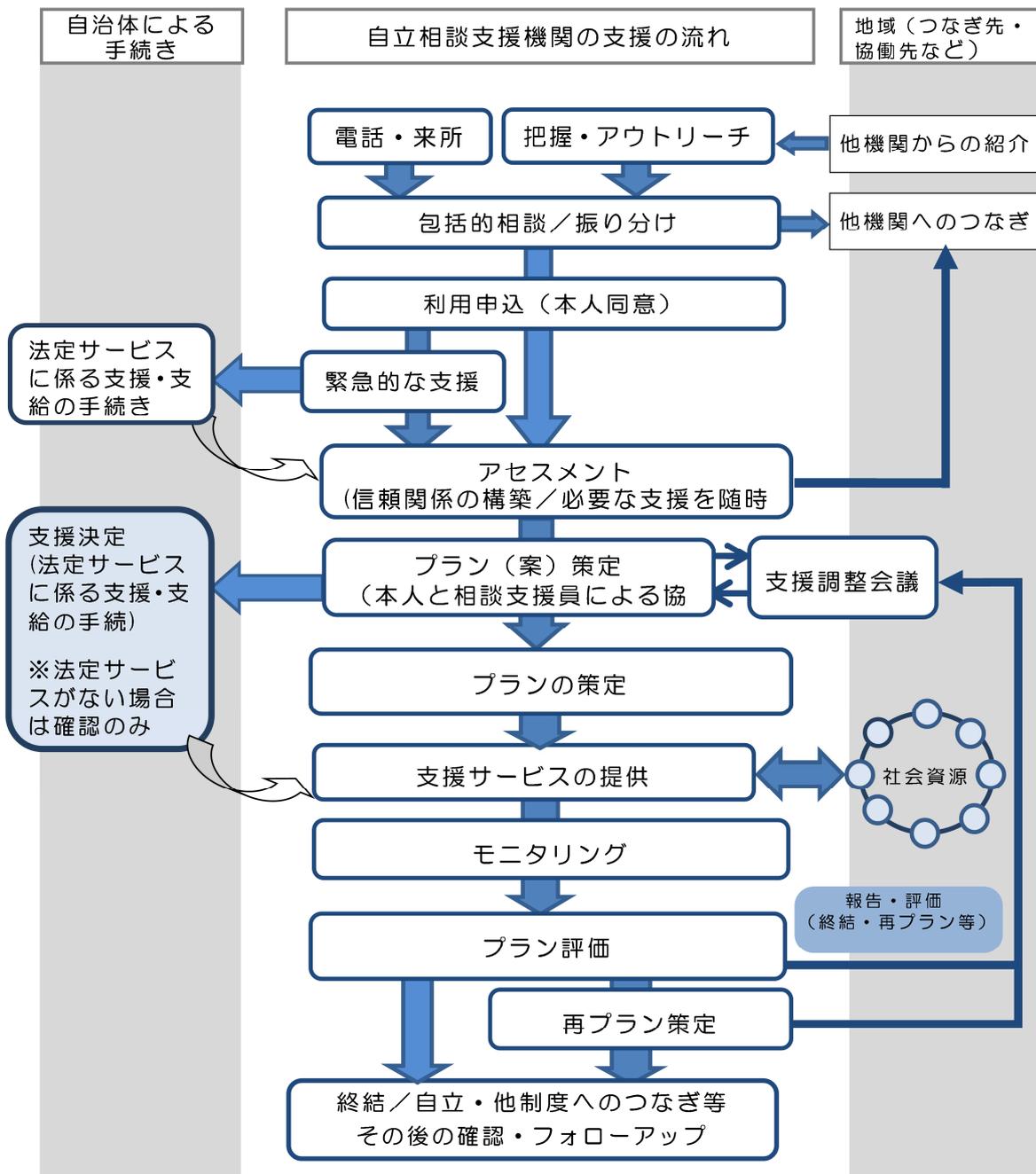
なお、再プランの策定とは、法に基づくサービスの種類の変更（追加）が必要な場合であって、プラン策定と同様の手続が必要な場合をいい、プラン計画の修正とは、支援方法の変更等が必要な場合であって、プラン策定と同様の手続を要しないものをいう。

## (6) プラン評価

自立支援計画の計画期間（支援実施の期間）の終期に到達した場合、又はモニタリングにより再プランの策定が必要であると自立相談支援機関が判断した場合、目標の達成状況、支援の実施状況、本人の満足度を確認し、支援調整会議において、協議により自立支援計画の評価を行う。これにより、支援を終結されるか、再プランを策定して支援を継続するかを判断する。

再プランについては、プラン評価を経ての結果、再度本人の状況に応じたプラン案を策定するものである。その場合、当該プラン案に、法に基づくサービスが含まれている場合は、自治体において支援決定を行う必要があり、自治体は、改めて支援決定に準じた手続を行うことが必要である。なお、その場合、「支援提供通知書」は、「支援変更通知書」と読み替えるものとする。

図表 5-3 相談支援プロセス



図の中央は、自立相談支援機関が行う相談支援業務の流れ、左は自治体が行う手続等、右は地域における社会資源に求める役割を示している。

#### 4 緊急的な支援が必要な場合

自立相談支援機関が相談申込を受け付けた生活困窮者の中には、緊急的な支援が必要な場合がある。自立相談支援機関は、本人の訴えや確認した状況等から、住居など生活に係る緊急的な支援が必要であるか否かを判断し、適切な支援につなぐことが必要である。

この場合、住居確保給付金の支給又は一時生活支援事業の利用については、プラン案が策定されていない場合であっても、支給申請書又は利用申込書に基づき、自治体に支給申請又は利用申込を行うことができる。

当該自治体は、当該支給申請又は利用申込を受け付け、それぞれの支給又は利用の要件を満たしていることを確認した場合、支給決定又は支援決定を行うものとする。

緊急的な支援を行った場合は、事後的にプランに盛り込み、支援調整会議で報告（確認）を行うこととする。

なお、生活保護の適用が必要と判断される場合や本人が生活保護の受給を希望する場合は、確実に福祉事務所（生活保護担当課）につなぐことが必要である。

#### 5 支援決定の効果

法は、住居確保給付金を除き、福祉事務所設置自治体の事業の実施を規定するのみであり、個人に対し何らかの給付等を行うという法的権利を規定したものではない。したがって、法に基づく事業等に係る支援決定は、処分性を有しない（行政不服申立ての対象とはならない）と考えられる。

(別添) 参考様式

平成 年 月 日  
第 号

様

都道府県等の長（福祉事務所設置自治体の長）

## 支援提供（変更）通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の実施について、下記のとおり行われることにつき確認しましたので、通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 支援調整会議開催日	平成 年 月 日
5 支援内容等	1 家計相談支援事業（支援期間： ） 2 就労準備支援事業（支援期間： ） 3 就労訓練事業 <input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型 （支援期間： ） （詳細は、別添プランのとおり）
6 特記事項等	

## 第6 住居確保給付金の支給

### 1 住居確保給付金の概要

住居確保給付金の目的は、離職又は自営業の廃業（以下「離職等」という。）により経済的に困窮し、住宅を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住宅を喪失するおそれのある者（以下「住宅喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことである。

住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない（法第13条）。また、租税その他の公課は、住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない（法第14条）。

#### (1) 用語の定義等

- ① 「常用就職」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）に定める、期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職をいう。
- ② 「家賃額」とは、支給対象者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。
- ③ 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。
- ④ この要領において「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

#### (2) 実施体制

住居確保給付金の福祉事務所を設置する都道府県及び市区町村（以下「自治体」という。）である。関係事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務は自治体の責任において行う。

一方、相談・受付業務、受給中の面接等の住居確保給付金の窓口業務については、自立相談支援事業において実施する。

住居確保給付金の受給を希望する者は、自立相談支援機関において申請手続きを行う。これを受け、自立相談支援機関において本人の状況や課題についてのアセスメントを行い、プランを作成する。自立相談支援機関が窓口になることにより、住居確保給付金の支給のみならず、多様で包括的な支援を実施し、より効果的な自立の促進を図る仕組みとするものである。

住居確保給付金は、則に定める様式により申請することとしており、プラン作成前であっても、緊急的に申請が可能であり、支給を開始することができる。

受付窓口は自立相談支援機関、支給は自治体となるため、自立相談支援事業を外部に委託している場合、受付窓口から離れている場合は、情報伝達に抜け漏れのないよう留意する。特に、受給中の就職活動状況の報告に基づき、実施主体における延長の判断等を行うこととなるため、自立相談支援機関から自治体への情報伝達は確実にを行う必要がある。

申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は新たな居住地が所在する自立相談支援機関において、住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は現居住地に所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。

## 2 支給要件

### (1) 対象者要件

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	法第2条 第3項	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	則第10 条第1号	申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること
③	則第10 条第2号	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
④	則第10 条第5号	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
⑤	則第10 条第3号	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額(※)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること (※)「基準額」＝市町村民税均等割の非課税限度額の1/12
⑥	則第10 条第2号	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること
⑦		国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと
⑧		申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと

#### [説明]

- ① 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。
- ② 離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。

ただし、今後離職等する場合についても、「離職等」により申請日の属する月の翌月から⑤の収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、申請があった時点で離職したものとみなし、対象とする。

- ・ 延長及び再延長の申請時には問わないものとする。
- ③ 自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持する者をいう。
- ④ 常用就職の意欲があることを要する。
- ⑤ 収入要件について
  - ・ 「基準額」は、各市区町村の条例において定められる市町村民税の均等割の非課税限度額×1/12とする。[収入要件]については、各自治体ごとにあらかじめ世帯人数別に算出し、明らかにすること。
  - ・ 「収入」とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く）とする。なお、借入金については収入として算定しない。
  - ・ 雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付については収入として算定する。
  - ・ 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。
  - ・ 「同一の世帯に属する者」とは、同居しており、かつ、生計を一とする親族をいう。
  - ・ 親族の範囲は、民法第725条に規定する6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に加え、法律上保護される内縁関係にある者も含むこととする。
  - ・ 未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。
  - ・ 申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。
- ⑥ 資産要件について
  - ・ 金融資産とは、金融機関に対する預貯金及び現金をいう。
  - ・ 債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。
- ⑦ 類似給付の受給について
  - ・ 国の雇用施策による給付又は貸付制度等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、本給付の支給を受けることができる。
  - ・ 住居を失った離職者等に対する類似の給付又は貸付とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としているものを指す。

## (2) 就職活動要件

① 自治体は、支給対象者に対し、就職に向けた次のイ)～ハ)の就職活動等を行うことを指示するものとする。

イ) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け安定所確認印をもらう

ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

② 住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。

アセスメントにおいては、支給対象者の離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択する。策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に就職活動等を行うことを指示する。

イ) 自らの就職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所にによる生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員の支援を利用する場合は、プランに基づき第5.4.(2)①の就職活動等を誠実かつ熱心に行う。

ロ) 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、原則としてこれらの事業をプランに基づき利用しながら、①の就職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、就職活動を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間①の就職活動を留保することができることとする。なお、就職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化する。プラン確定までは第5.4.(2)①の就職活動を誠実かつ熱心に行うこととする。

※ 実施主体において、申請内容が適正であると判断されると、支給決定前に「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3号)」が交付される(8(7)④を参照。)。その交付をもって、支給対象者は就職活動要件を満たすことが求められる。

## 3 支給額(則第11条)

### (1) 支給額

月ごとに家賃額を支給する。

ただし、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入合計額が、住宅扶助基準に基づく額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯収入} - \text{基準額})$$

## (2) 支給額の調整

上記(1)のただし書きにより算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

## 4 支給期間等（則第12条）

### (1) 支給期間

3か月間を限度とする。

### (2) 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。延長等の詳細は第5.14に記載。

### (3) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

## 5 支給方法（則第17条）

原則として、実施主体から、賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むものとする。ただし、支給対象者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主にわたることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。

## 6 支給決定までのプロセス等

### (1) 面接相談等

- ① 自立相談支援機関は、相談者に対し、住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明する。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促す。

※ 緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに支給が可能。（この場合であっても、事後的に支援調整会議に報告する必要がある）

- ② 受給希望者に対して、支給対象者の要件、手続きの流れ等を説明する。

### (2) 支給申請の受付

① 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、「住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1A）」を丁寧に説明し、説明事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、書面での同意をとる。

② その他伝達事項

イ) 支給期間は3か月であるが、受給中に就職活動要件を誠実に満たし、かつ、3か月終了時点において一定の要件を満たしている場合、3か月間の延長が2回まで可能であること。

ロ) 一定額以上の収入がある場合、5（1）の計算式に基づき家賃額の一部支給となること。また、一定額まで収入が下がった時点で変更申請することにより家賃額満額の支給が可能となること。

ハ) 住宅確保給付金の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。

ニ) 住居喪失者については、入居する住宅は住宅扶助特別基準額以下の家賃に限ること。住居喪失のおそれのある者については、住宅扶助基準に額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助特別基準額が上限となり、自己負担が発生すること。

ホ) 申請月以降の家賃額を支払うものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

② 自立相談支援機関は、受給希望者に対し「住居確保給付金支給申請書（様式 1-1号）」への必要事項の記載等を助言する。

③ 受給希望者は、申請書に証拠書類等を添えて、自立相談支援機関に提出する。

④ 自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。証拠書類等が整っていない場合は、追加提出を指示する。

(3) 証拠書類等

申請者が提出する証拠書類等は次のとおりである。

① 本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し

② 離職関係書類

2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し

③ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

④ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

- (4) 公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策による給付等利用状況の確認
- ① 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを指示する。
  - ② 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類（参考1）「様式住-4 求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に求職受付票の写しを添付し、自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類①】
  - ③ 追加提出書類①は、公共職業安定所から誘導された者については不要。

(5) 申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された「住居確保給付金支給申請書（様式1-1号）」に受付印を押印し、その写しを交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）」、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」を配布する。

(6) 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

I. 申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供するなど、住宅確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、不動産媒介業者等に「住居確保給付金支給申請書（様式1-1号）」の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、本給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）」に必要事項を記載して、申請者に交付する。
- ④ 申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）」を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類②-1】

II. 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 支給申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対し、「住居確保給付金支給申請書（様式1号）」の写しを提示して、必要事項を記載した「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」の交付を受ける。
- ② 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類②-2】

(7) 審査

- ① 自立相談支援機関は、審査可能な申請書類を一式そろえた上で、実施主体に送

付する。

- ② 実施主体は、提出された申請書、証拠書類①～④及び追加提出書類①～②に基づき、支給申請の審査を行う。
- ③ 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第 16 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主に対し報告を求めることができる。法第 16 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類（参考 2）「様式住-10 資料提供・報告依頼書」に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書の写しを添付し、依頼をする。
- ④ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、実施主体は「住居確保給付金支給対象者証明書（様式 3 号）」を自立相談支援機関を經由して交付する。
- ⑤ 自立相談支援機関は、「住居確保給付金支給対象者証明書（様式 3 号）」を申請者に手交する。その際、住居喪失者である場合は「住宅確保報告書（様式 5 号）」の用紙を配布する。
- ⑥ なお、審査の結果、本給付の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書（様式 4 号）」を自立相談支援機関を經由して交付する。

自立相談支援機関は、「住居確保給付金不支給通知書（様式 4 号）」を申請者に手交するとともに、不動産媒介業者等にも不支給の旨連絡を入れる。

#### （8）住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

- ① 住居喪失者は、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 号）」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された「住居確保給付金支給対象者証明書（様式 3 号）」を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。
- ② この際、総合支援資金貸付（住居入居費）の借入申し込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある。その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。
- ③ 住居喪失者は、住宅入居後 7 日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書（様式 5 号）」を自立相談支援機関に提出する。

#### （9）支給決定等

- ① 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

- ② 実施主体は、支給決定後、「住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1号）」を自立相談支援機関を経由して交付する。
- ③ 自立相談支援機関は、「住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1号）」を申請者に手交し、受給者に対し、下記のとおり指導する。
  - イ) 改めて受付時説明事項を説明し、実行を指導する。
  - ロ) 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。
  - ハ) 総合支援資金貸付（生活支援費）の申請をしている者は、市町村社会福祉協議会に決定通知書の写しを提出すること。
- ④ あわせて、「常用就職届（様式6号）」、公共職業安定所における職業相談を確認する書類（参考3）「職業相談確認票（様式住-6）」及び（参考4）受給中の就職活動状況を確認する書類「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式住-7）」の用紙を配布する。
- ⑤ 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- ⑥ 自立相談支援機関は、必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

#### （10）常用就職及び就労収入の報告

##### ① 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は「常用就職届（様式6号）」を自立相談支援機関に対し提出する。自立相談支援機関は、実施主体に送付する。

##### ② 就労収入の報告

上記(1)による報告を行った者は、報告を行った月以降、実施主体に対し収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、実施主体に送付する。

## 7 支給額の変更

### （1）支給額の変更

原則として、本給付受給期間中の支給額の変更は行わない。

ただし、下記の場合に限り、受給者から変更申請があった場合支給額の変更を行う。

- ① 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ② 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、住居確保給付金収入限度額を下回った場合
- ③ 借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合

## (2) 手続等

支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、自立相談支援機関は、変更申請者に対し「住居確保給付金支給変更申請書（様式1-3号）」を提出させ、それに基づき実施主体において変更決定し、「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式7-3号）」を自立相談支援機関を経由して交付した上で、支給額を変更する。

自立相談支援機関は、「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式7-3号）」を受給者に手交する。

## 8 支給の停止(則18条)

### (1) 支給の停止

本給付の受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、支給を停止し、国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、支給を再開する（ただし、通算支給期間は原則3か月であり、最長でも9か月）。

### (2) 手続き等

- ① 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関に対して「住居確保給付金支給停止届（様式9号）」を提出する。
- ② 実施主体は自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して「住居確保給付金停止通知書（様式9-2号）」を交付する。
- ③ 自立相談支援機関は、当該受給者に対し「住居確保給付金停止通知書（様式9-2号）」を手交する。
- ④ 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時までに「住居確保給付金支給再開届（様式9-3号）」を自立相談支援機関に提出する。
- ⑤ 実施主体は自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して「住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4号）」を交付する。
- ⑥ 自立相談支援機関は、当該受給者に対し「住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4号）」を手交する。

## 9 住居確保給付金の中止

### (1) 支給の中止

下記のいずれかに該当した場合、住居確保給付金の支給を中止とする。

自立相談支援機関は、下記の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に実施主体に対し報告をする。

- ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ・ 支給決定後、4(2)による就職活動要件を満たさない者については、原則として当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

- ② 住居確保給付金受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）し、就労に伴い得られた収入が中止基準額（住居確保給付金収入限度額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止する。  
また、その報告を怠った場合は支給を中止できる。
- ③ 支給決定後、住宅から退去した者（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに支給を中止する。
- ⑤ 支給決定後、住居確保給付金受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑥ 支給決定後、住居確保給付金受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑦ 住居確保給付金受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- ⑧ 上記のほか、住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

## （２）手続き等

実施主体は、（１）①～⑧により支給を中止した場合には、対象者に対して「住居確保給付金支給中止通知書（様式８号）」を自立相談支援機関を經由して交付する。

自立相談支援機関は、対象者に対し「住居確保給付金支給中止通知書（様式８号）」を手交する。

## 10 住居確保給付金の支給期間の延長等

### （１）支給期間の延長等

支給期間中に常用就職ができなかった場合であって、４（２）に規定する就職活動を誠実に継続していたときには、申請により、３か月を限度に支給期間を２回まで延長することができる。ただし、４（１）（②を除く。）の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて６（１）①によって算出される金額とする。

### （２）手続き等

受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月（以下「最終の月」という。）の末日（１２により中止される場合を除く。）までに「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式１－２号）」を自立相談支援機関に提出する。

実施主体は、当該者が受給期間中に就職活動を誠実に進めていたか、4（1）（②を除く。）に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記（1）による延長等の要件を満たすと判断された者に対して延長等の決定を行い、「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式1-2号）」を自立相談支援機関を経由して交付する。自立相談支援機関は、当該者に「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式1-2号）」を手交する。

### 1.1 再支給（則第15条）

本給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、4の各項に規定する支給対象者の要件に該当する者については、5に規定する支給額、支給期間等により、再支給することができるものとする。

ただし、従前の受給中に12の給付金の不支給項目に該当したことにより中止となった者（③により中止になった者は除く。）には再支給することができないものとする。

### 1.2 不適正受給への対応（法第12条）

#### （1） 不適正受給者への対応

本給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、実施主体は、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することができる。

犯罪性のある住居確保給付金の不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を進め、厳正な対応を行うこと。

#### （2） 不適正受給防止のための取組

- ① 自立相談支援機関は、申請を受け付ける際、最低限本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。
- ② 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止することができる。
- ③ 住居喪失者に対しては、原則として支給決定後に住民票の提出を求める。
- ④ 自立相談支援機関においては、必要に応じ住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。
- ⑤ 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県本庁を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と各自治体において共有する。

### 1.3 関係機関との連携等

- （1）自立相談支援機関は、支給対象者の状況等について情報共有するなど、実施主体、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

る。

(2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

(3) 自立相談支援機関及び実施主体は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

#### I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号）、（様式2-2号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号）、（様式2-2号）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

#### II. 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

本給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

#### (4) その他

公共職業安定所から誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、支給対象者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

また、地域において「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号）」に基づき設置される「居住支援協議会」との連携により、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が図られ、より効果的な支援が可能となることが考えられる。

## 住居確保給付金 事務処理要領 様式一覧

様式1-1 「住居確保給付金支給申請書」

様式1-1 A 「住居確保給付金申請時確認書」

様式1-2 「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」

様式1-3 「住居確保給付金変更支給申請書」

様式2 「入居予定住宅に関する状況通知書」

様式2-2 「入居住宅に関する状況通知書」

様式3 「住居確保給付金対象者証明書」

様式4 「住居確保給付金不支給通知書」

様式5 「住宅確保報告書」

様式6 「常用就職届」

様式7-1 「住居確保給付金支給決定通知書」

様式7-2 「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長用）」

様式7-3 「住居確保給付金変更決定通知書」

様式8 「住居確保給付金支給中止通知書」

様式9-1 「住居確保給付金支給停止届」

様式9-2 「住居確保給付金支給停止決定通知書」

様式9-3 「住居確保給付金支給再開届」

様式9-4 「住居確保給付金支給再開決定通知書」

（参考1）様式住-4 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

（参考2）様式住-10 「資料提供・報告依頼書」

（参考3）様式住-6 「職業相談確認票」

（参考4）様式住-7 「常用就職活動状況報告書」

※参考様式については、事務の手引きで定める予定。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満( )歳
③電話番号				④性別	男・女
申立事項	⑤2年以内に離職したこと				
	離職時期				
	離職した事業所				
	⑥離職前に世帯の生計を主として維持していたこと				
	離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況				
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)				
	(1)住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	(2)住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
	住居の家主等				
	喪失するおそれのある住居の家賃額				
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
<small>※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</small>					
<p>上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p>					
都道府県等の長 殿				申請者氏名 印	

記名押印又は署名

## （注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式 1 - 1)を提出する必要があります。

## 住居確保給付金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
  - ・月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ・月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受ける
  - ・原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族(以下「申請者等」という。)のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

平成 年 月 日

都道府県等の長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

記名押印又は署名

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 当初申請時

### ① 添付書類

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 本人確認書類<br/>運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの写し</li><li>2 離職関係書類<br/>2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し</li><li>3 収入関係書類<br/>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し</li><li>4 金融資産関係書類<br/>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し</li></ol> |
|---|

### ② 追加提出書類

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 求職申込関係書類<br/>公共職業安定所から交付を受けた求職受付票</li><li>2 入居（予定）住宅関係書類<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 住宅喪失者<br/>不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2）</li><li>(2) 住宅喪失おそれ者<br/>貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）</li></ol></li></ol> |
|---|

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (期間 (再) 延長)

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	昭和・平成	年	月 日 満 ( ) 歳
③電話番号		④性別	男・女

⑤期間 (再) 延長が必要な理由

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入 (月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、平成 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の (再) 延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

平成 年 月 日  
都道府県等の長 殿

申請者氏名 印

記名押印又は署名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。  
支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 5
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類  
(例) 職業相談確認票 (様式住-6)  
住居確保給付金常用就職活動状況報告書 (様式住-7)
- 2 申請者及び申請者同一の世帯に属する者の収入の金額が確認できる書類  
申請者及び申請者同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

## 住居確保給付金変更支給申請書

私は、平成 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

平成 年 月 日

(都道府県等の長) 様

フリガナ  
氏 名 ..... 印  
住 所 .....

生年月日 .....  
電話番号 .....

## 変更理由

変更理由

(例)

- ・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。
- ・貸し主の責による転居のため  
(現在居住している賃貸住宅は○月○日に退去します)

## 添付書類

- 1 家賃変更の場合  
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合 (賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方)  
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
  - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
  - ・入居住宅に関する状況通知書 (様式2-2)
  - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

## 入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。  
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。  
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇〇〇(自立相談支援機関)、〇〇区役所(本庁)、〇〇事務所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

(都道府県等の長)

様

平成 年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

### 入居予定者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身・複数(名)

### 入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助特別基準額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の( )内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	( 月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ( )	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	㊦がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	㊦がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	㊦がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	㊦がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

**(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)**

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇事務所、〇〇公共職業安定所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

平成 年 月 日

氏名 印

住所

電話番号

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2号)、(様式2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2号)、(様式2-2号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規程があります。

## 入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
- また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体が官公署から情報を求めることを同意します。

(都道府県等の長) 様

平成 年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

## 入居者

ふりがな 氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	昭和・平成 年 月 日

## 入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助特別基準額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

## 振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、地方自治体、〇〇公共職業安定所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

平成 年 月 日

氏名.....印  
住所.....  
電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を〇〇〇〇(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2号)、(様式2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2号)、(様式2-2号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

## 住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

平成 年 月 日

機関名.....

代表者名..... 印

(担当).....

(電話番号).....

## 本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
現在の居所	
電話番号	

## 入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	平成 年 月 日

## 住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

## (注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

第 号  
平成 年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金不支給通知書

平成 年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示欄

## 住宅確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

(都道府県の長等) 様

平成 年 月 日

フリガナ

氏名.....印

電話番号.....

## 入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	平成 年 月 日

## 総合支援資金(住宅入居費)(〇〇社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	平成 年 月 日
-----------------------	----------

## (注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った〇〇〇〇(自立相談支援機関)に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に〇〇〇〇(自立相談支援機関)に相談してください。

## 常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

(都道府県等の長) 様

平成 年 月 日

フリガナ

氏名..... 印

住所.....

電話番号.....

## 就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	平成 年 月 日

## 住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から 平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

## 添付書類

収入見込額が確認できる書類

## (注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第 号  
平成 年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金支給決定通知書

平成 年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
  
- 2 支給期間 平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から  
平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
  
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に  
振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
  
- 4 支給対象となる住宅 名称  
  
所在地

**(注意事項)**

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式6号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、〇〇〇〇(自立相談支援機関)に申し出てください。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示欄

第 号  
平成 年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

平成 年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から  
平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住居 名称  
所在地

(様式7-2号) (裏面)

**(注意事項)**

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式6号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、〇〇〇〇(自立相談支援機関)に申し出てください。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示欄

第 号  
平成 年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金変更支給決定通知書

平成 年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、平成 年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間  
平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から  
平成 年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
- 3 変更理由 (例)  
申請者から給付対象となる住宅の家賃が変更になったと申請があったため。
- 4 対象となる住宅 名称  
所在地

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示欄



## 住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

(都道府県等の長) 様

平成 年 月 日

刀がナ

氏名.....印

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

## 職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書 (該当) 交付年月日	平成 年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	平成 年 月 日
訓練修了(予定)日	平成 年 月 日

## 住居確保給付金の支給状況

支給開始月	平成 年 月から (平成 年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

## 添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し  
選考結果通知書の写し

第 号  
平成 年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金支給停止通知書

平成 年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 平成 年 月から  
(平成 年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示欄

### 住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

(都道府県等の長) 様

平成 年 月 日

刀がナ

氏名..... 印

住所.....

.....

生年月日.....

電話番号.....

#### 職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	平成 年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	平成 年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号  
平成 年 月 日

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金支給再開通知書

平成 年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- |          |  |   |
|----------|--|---|
| 1 支給額    | 月額   | 円 |
| 2 支給再開時期 | 平成 年 月分 (平成 年 月家賃相当分) から<br>平成 年 月分 (平成 年 月家賃相当分) まで |   |

# 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 (住居確保給付金・総合支援資金)

平成 年 月 日

公共職業安定所 御中

(実施主体名)

(担当・電話番号)

下記の者より { 住居確保給付金 / 総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

## 申請者記入欄

都道府県等の長 殿

社会福祉協議会会長 殿

公共職業安定所長 殿

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、地方自治体、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ

申請者 氏 名 (自署又は記名押印)

生年月日

住 所

電話番号

(注) 住所欄は、現在の居住地(住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名)を記載すること

## 公共職業安定所回答欄

### 求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 新規求職申込みを受理
-----------	------------------

### 雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他(※1) ( )
支給中の者の支給状況(※2)	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

### 雇用施策の利用状況確認欄

職業訓練受講給付金	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他( ) 給付金の対象期間の末日(平成 年 月 日)
(特記欄)	

公共職業安定所

平成 年 月 日

名称

(H2604)

担当・電話番号

印

(参考2)

(様式住-10)

番 号  
年 月 日

殿

(都道府県等の長)

氏 名 

生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく報告等について（依頼）

生活困窮者自立支援法第16条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

(資料の提供等)

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(参考3)

## 職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

フリガナ

氏名

住所

電話番号

求職登録日 年 月 日 求職番号

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※ 公共職業安定所において支援（\*）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

\* 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※ 公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）

※ 本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※ 公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

(参考4)

## 住居確保給付金 常用就職活動状況報告書

平成 年 月 日

都道府県等の長 殿

フリガナ

氏 名 ----- 印

住 所 -----

電話番号 -----

私は、常用就職に向けて、以下のとおり就職活動を行いましたので、報告します。  
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

## 1. 公共職業安定所を活用した就職活動

公共職業安定所へ通った回数(※) \_\_\_\_\_ 回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 \_\_\_\_\_ 件

※ 職業相談確認票(様式住-6)に記録した活動もカウントに含めること。

## 2. 就職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由 )	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他( )			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由 )	

探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他( )		
会社名	求職先の内容		
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他( )		

会社名	求職先の内容		
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他( )		

会社名	求職先の内容		
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由 )
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他( )		

## 第7 就労訓練事業の認定等

### 1 就労訓練事業の意義・概要

- 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与するものである。生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立の在り方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。
- このような認識の下、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業など法に基づく事業を行う者のほか、ハローワークなど地域の様々な主体が適切な役割分担の下、チームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築することとした。
- その中で、就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。
- 就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。
- いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型とステップアップし、最終的には、支援を要せず、自律的な就労（一般就労）ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを目指すべきである。
- 地域において、就労訓練事業の意義が共有されるとともに、行政との連携の中で、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備することが求められる。また、同時に、就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指すべきである。

### 2 認定制度の趣旨・概要

#### (1) 認定制度の趣旨

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）において、就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けられるものとされている。

- この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。
- 一方、自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、認定を受けた就労訓練事業の利用についてあっせんを行い、あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。
- このように、都道府県知事等による認定制度と自立相談支援機関による継続的・定期的なモニタリングの両面から、利用者に対する適切な支援の実施を確保することが重要である。

## （２）認定を行う主体

- 就労訓練事業を行う者の申請に基づき、当該就労訓練事業の経営地を管轄する都道府県知事（地方自治法の指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）が行う（法第 10 条第 1 項及び第 18 条）。

## （３）認定の対象

- 事業所ごとに行う。したがって、同一法人が、複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う必要がある。なお、「事業」とは、一般的に、同種の行為の反復継続的な遂行を意味するが、例えば、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行って差し支えない。

## （４）認定の取消

- 管轄都道府県知事等は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる（法第 10 条第 3 項）。

## （５）報告徴収

- 管轄都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる（法第 15 条第 2 項）。
- なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処するとされ（法第 22 条第 2 号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第 23 条）。

## (6) 相当認定

- 管轄都道府県知事等は、法の施行前においても、就労訓練事業を行う者の申請に基づき、認定基準に相当する基準に適合していることにつき、法第10条の認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）をすることができる（法附則第2条、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第●号。以下「則」という。）附則第2条）。
- 管轄都道府県知事等が相当認定をしたときは、当該相当認定は、法の施行日までの間に当該相当認定を受けた就労訓練事業が認定基準に該当しなくなったときを除き、施行日以後は、管轄都道府県知事等が行った認定とみなされる（則附則第3条）。

## (7) 社会福祉事業との関係

- 認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第2種社会福祉事業である（ただし、常時保護を受ける者が10人（P）に満たない認定就労訓練事業は第2種社会福祉事業には含まれない。）。
- したがって、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第69条の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に同法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

## 3 認定基準の内容

- 則第21条に定める認定基準の内容は以下のとおりである。なお、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドラインは、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものであり、併せて参照すべきである。

### (1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※ 「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第213号）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
  - 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
  - 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
  - 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
  - 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
  - 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
  - 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
  - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
  - 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
  - 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
  - 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
  - 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）
- イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

## （2）就労等の支援に関する要件

- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
  - ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
- ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
  - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

- 就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

- 就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。



## 5 認定事務の詳細

### (1) 申請【事業者】

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に、②に掲げる種類を添えて、管轄都道府県知事等に提出しなければならない（則第20条）。

#### ① 認定申請書の記載事項

- (ア) 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (オ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ク) 就労訓練事業の定員の数
- (ケ) 就労訓練事業の内容
- (コ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

#### ② 申請書に添付する書類

- (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書のなど法人の財政的基盤に関する書類
- (ウ) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
- (エ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (オ) 誓約書（参考様式1）
- (カ) 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
- (キ) その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

### (2) 受理

管轄都道府県知事等は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

### (3) 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

#### ① 法人格を有すること【則第21条第1号イ関係】

- ・ 登記事項証明書を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

#### ② 事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有すること【則第21条第1号ロ関係】

- ・ 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を

具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断すること。

※ なお、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない。

・ 例えば、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。

※ その際、従業員の数が少なくてもボランティアの協力が得られる場合や事業所に十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。

③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること【則第 21 条第 1 号ハ関係】

・ 誓約書により確認すること。

④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること【則第 21 条第 1 号ニ関係】

・ 事業の透明性を確保する観点から、支援体制や事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報について公開することを誓約書により確認するとともに、その具体的な方法（ホームページ、広報誌等）を把握すること。

⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと【則第 21 条第 1 号オ関係】

・ 誓約書、役員名簿により確認すること。

⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等【則第 21 条第 2 号関係】

・ 申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること【則第 21 条第 3 号関係】

・ 誓約書により確認すること。

⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること【則第 21 条第 4 号関係】

・ 誓約書、加入する保険商品に関する資料（パンフレット、保険証書の写し等）等により確認すること。

#### (4) 認定

管轄都道府県知事等は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第 10 条第 2 項）。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（参考様式 2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不



認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名（P）以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

## （2）事業の変更

### ① 事業変更の届出【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、5（1）①に掲げる事項（5（1）①（オ）から（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、5（1）（オ）から（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については参考様式4、事後届出事項については参考様式5）により、管轄都道府県知事等に届け出なければならない（則第22条）。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

### ② 認定情報の変更登録等

#### ア 認定情報の変更登録

管轄都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

#### イ 変更登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

## （3）事業の廃止

### ① 事業廃止の届出【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生

活困窮者就労訓練事業廃止届（参考様式6）により、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない（則第23条）。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

## ② 認定情報の廃止登録等

### ア 認定情報の廃止登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「廃止登録」という。）を行う。

### イ 廃止登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

参考2 認定等に係る記載・届事事項一覧

	認定申請書 記載事項 (則様式第2号)	事業変更の際 の届出 (則22条)
就労訓練事業を行う者の名称	○	事後 (1号)
就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地 及び連絡先		
就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁	○	—
就労訓練事業を行う者の代表者の氏名	○	事後 (1号)
就労訓練事業が行われる事業所の名称	○	事前 (2号)
就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連 絡先		
就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名		
就労訓練事業の定員の数	○	事後 (3号)
就労訓練事業の内容	○	事後 (4号)
就労訓練事業における就労等の支援に関する措 置に係る責任者の氏名	○	事後 (5号)

## 7 報告徴収に関する留意事項

- 自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒として、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じることがあると考えられるが、その場合には、まずは認定就労訓練事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう心がけ、認定就労訓練事業者が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、法第15条第2項に基づく報告徴収を行うことが考えられる。
- 報告徴収は、報告徴収書（参考様式7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。  
一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。
- なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明する。

## 8 認定取消に関する留意事項

- 管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第10条第3項に基づき当該認定を取り消すことができる。
- 就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。
- 認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（参考様式8）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。

## 9 相当認定に関する留意事項

- 相当認定に関する事務については、5を準用する。
- 相当認定を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業相当認定通知書（参考様式9）により、その旨を事業者に通知するとともに、法の施行日までの間に認定基準に適合しなくなった場合はその旨を速やかに届け出るよう伝達する。なお、相当認定を行わない場合は、生活困窮者就労訓練事業不相当認定通知書（参考様式10）により、その旨を事業者に通知する。
- 相当認定は、法の施行日までの間に認定基準に適合しなくなった場合を除き、施行日以後は、管轄都道府県知事等が行った認定とみなされるため、法の施行日において、生活困窮者就労訓練事業認定通知書により、その旨を事業者に通知す

- る。
- また、6（1）の事業開始届については、法の施行日以降に提出するものとする。

参考3 生活困窮者自立支援法関係様式一覧

	認定	相当認定
生活困窮者就労訓練事業認定申請書	様式1	様式1を改変して利用
誓約書	参考様式1	
生活困窮者就労訓練事業(相当)認定通知書	参考様式2	参考様式9
生活困窮者就労訓練事業不(相当)認定通知書	参考様式3	参考様式10
認定生活困窮者就労訓練事業変更届	参考様式4	
認定生活困窮者就労訓練事業変更届	参考様式5	
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	参考様式6	
報告徴収書	参考様式7	
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	参考様式8	

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市・中核市の長）殿

申請者 { 主たる事業所の所在地  
名 称  
代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX 番号
	法人の種別		法人所轄庁	
	代表者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX 番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ)		

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第〇号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

参考様式 1 (則第 20 条関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

都道府県知事(指定都市・中核市の長) 殿

申請者	主たる事業所 の所在地	⑥
	名 称	
	代表者の職・氏名	

平成 年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 10 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること(生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第●号。以下「則」という。)第 21 条第 1 号ハ関係)。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること(則第 21 条第 1 号ニ関係)。
- 4 則第 21 条第 1 号ホ(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第●号)第 21 条第 1 号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法(以下「法」と言う。)、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうち(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業(過去 5 年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 22 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 22 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 22 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン（・・・）」を遵守すること。

注) 適宜改変して用いること

参考様式 2 (法第 10 条第 2 項関係)

都 道 府 県 第 ○ 号

平 成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

### 生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

注) 適宜改変して用いること

参考様式3 (法第10条第2項関係)

都道府県第○号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

参考様式 4 (則第 22 条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

都道府県知事 (指定都市・中核市の長) 殿

届出者 { 主たる事業所の所在地  
 名称  
 代表者の職・氏名 ㊟

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第●号) 第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	平成 年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名 (則第 22 条第 1 号)	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数 (則第 22 条第 3 号)	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容 (則第 22 条第 4 号)	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名 (則第 22 条第 5 号)	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

参考様式 5 (則第 22 条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

都道府県知事 (指定都市・中核市の長) 殿

届出者 { 主たる事業所の所在地  
 名称  
 代表者の職・氏名 ㊟

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第●号) 第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更予定年月日	平成 年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名 (則 22 条第 2 号) に関する変更内容	
---	--

注) 適宜改変して用いること

参考様式 6 (則第 23 条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

平成 年 月 日

都道府県知事 (指定都市・中核市の長) 殿

届出者	{	主たる事業所の所在地	
		名称	
		代表者の職・氏名	㊞

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第●号) 第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	平成 年 月 日

注) 適宜改変して用いること

参考様式 7 (法第 15 条第 2 項関係)

都 道 府 県 第 ○ 号

平 成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

### 報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。) 第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 22 条第 2 項の規定により処罰されることがあります。

### 記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	平成 年 月 日

注) 適宜改変して用いること

参考様式 8 (法第 10 条第 3 項関係)

都 道 府 県 第 ○ 号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

平成 年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	

注) 適宜改変して用いること

参考様式 9 (則附則第 2 条関係)

都 道 府 県 第 ○ 号

平 成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

生活困窮者就労訓練事業相当認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。) 附則第 3 条及び生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第●号) 附則第 2 条の規定に基づき、次のとおり、法第 10 条第 1 項の認定に相当する認定をしたので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該相当認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注 1) 本相当認定は、法の施行日までの間に、認定基準に該当しなくなった場合を除き、施行日以後は、法第 10 条第 1 項の認定とみなされますので、手続は不要です。

注 2) 本相当認定を受けてから、法の施行日までの間に、認定基準に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

注) 適宜改変して用いること

参考様式 10 (則附則第 2 条関係)

都 道 府 県 第 ○ 号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 (指定都市・中核市の長)

生活困窮者就労訓練事業不相当認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 附則第 3 条及び生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第●号) 附則第 2 条の規定に基づき、同法第 10 条第 1 項の認定に相当する認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	